

企 画 提 案 募 集 要 領

仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた
基本構想策定支援業務

宮城県震災復興・企画部
震災復興政策課

この要領は、仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 業務の名称

仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務

2 業務の目的

本県では、今後の人口減少と財政規模の縮小等を見据え、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し、平成31年4月から、この方針に則って、老朽化が進む県有施設等の再編の在り方について検討を開始した。

令和元年度は、「県有施設等再編の在り方検討懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置して、県有施設等の再編の在り方、対象施設の現状と課題、再編整備の方向性、再編方針等について、有識者から意見を聴取し、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針」（以下「再編基本方針」という。）をまとめた。

本業務は、再編基本方針の内容等を十分に踏まえながら、宮城県民会館（以下「県民会館」という。）、宮城県民間非営利活動プラザ（以下「NPOプラザ」という。）及び宮城県美術館（以下「美術館」という。）（以下これら3施設を「対象施設」と総称する。）の集約・複合化に向けた検討を進めるに当たり、機能、規模、立地条件等を調査及び検討し、基本構想策定を支援することを目的とする。

なお、基本構想の策定に当たっては、「宮城県美術館リニューアル基本構想」（平成29年3月策定）及び「宮城県美術館リニューアル基本方針」（以下「リニューアル基本方針」という。）

（平成30年3月策定）において示された現地改修プランと、本業務で検討する移転新築プランのメリット・デメリットを多角的に分析し、施設整備の方向性を整理した上で進めるものとする。

3 業務の期間

契約締結日から令和3年3月22日（月）まで

4 業務内容等

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

第2 応募資格等

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目に未納がない者。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の規定）の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でない者。
- (4) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領(令和2年4月1日施行)に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者。

2 過去20年間（平成12年4月1日から令和2年3月31日まで）に同種・類似業務の履行実績を有する者。同種・類似の種別は以下のとおりとする。

なお、基本構想又は基本計画の策定が、基本設計等の他業務と一体となった業務については下記に該当すると判断する。ただし、リニューアルを目的とした業務の場合は対象とならない。

(1) 同種業務

国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体が設置した新築のホール、音楽堂又は美術館の基本構想又は基本計画の策定を目的とした業務

(2) 類似業務

国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体が設置した新築の科学館、博物館、その他これらに類する施設（「博物館法」（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設）の基本構想又は基本計画の策定を目的とした業務

3 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録をしており、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格保有者を1人以上業務主任者又は主任技術者に配置できること。

4 上記1を満たす1事業者を代表とした複数事業者による提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこととする。

なお、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は企画提案の参加申込時に「再委託先事業者一覧表」（様式第5号）を提出し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。また、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が生じた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

なお、上記2及び3については、代表者となる事業者及び再委託先の事業者全体で実績の有無を判断するものとする。

第3 スケジュール

1 企画提案募集開始	令和2年6月 9日（火）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和2年6月19日（金）
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和2年6月24日（水）
4 企画提案への参加申込期限	令和2年7月 3日（金）
5 企画提案書の提出期限	令和2年7月10日（金）

6	企画提案の選考	令和2年7月中旬予定
7	選考結果の通知・公表	令和2年7月下旬予定
8	契約締結及び業務開始	令和2年8月上旬予定

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和2年6月19日（金）午後3時まで（必着）

(2) 受付方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。提出に当たっては、電子メールの件名に【県有施設再編業務－質問事項】と記載すること。

ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

seisakus@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県 震災復興・企画部 震災復興政策課 政策調整班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年6月24日（水）までに、震災復興政策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類及び部数

イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 同種・類似業務の履行実績（様式第4号） 1部

ニ 上記ハについて業務内容及び履行実績が分かる資料（仕様書、契約書の写し等） 1部

ホ 一級建築士事務所登録証明（直近の通知書等）の写し 1部

ヘ 再委託先事業者一覧表（様式第5号） 1部 ※該当する提案者のみ

(2) 提出期限

令和2年7月3日（金）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課（宮城県庁行政庁舎6階）

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

- イ 企画提案書（任意様式） 13部及び電子媒体 1部

企画提案書は、A4版片面印刷（カラー印刷可）とする。表紙と目次を除き10ページ以内に提案内容を分かりやすくまとめ、ページ番号を付番すること。

なお、電子媒体のデータはPDF形式によるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

- ロ 概算見積書（様式第6号） 13部

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

- ハ 会社概要の分かる資料（パンフレット等） 13部

(2) 企画提案書の構成

次に掲げる項目を全て記載すること。

- イ 表紙

名称、住所、代表者名、担当者名（所属、職、氏名）、連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）

- ロ 目次

- ハ 提案者の概要

(イ) 企業理念

(ロ) 売上・経常利益・資本金・従業員数など経営状況及び規模が分かる指標

(ハ) 同種・類似業務の履行実績

- ニ 企画提案の内容

(イ) 実施方針

業務目的及び県有施設等の再編に関するこれまでの検討の経緯や現在の状況を正確に理解し、課題を明確にした上で、業務実施に対する基本的な方針を記載すること。

(ロ) 全体計画

(イ)の実実施方針に基づき、限られた業務期間において、最大限の成果を挙げることができるよう、業務の進め方やスケジュールを記載すること。

(ハ) 実施内容

(イ)及び(ロ)を踏まえ、仕様書に定める各業務内容の実現に向けて、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を最大限活用の上、次に掲げる項目を含んだ創意工夫の高い提案及び支援内容を記載すること。

① メリット・デメリット分析における分析項目及びその方法

(特にライフサイクルコストの分析方法については、明確に記載すること。)

② 県民等の対話の場の設定に係る開催内容、時期、場所、回数及び手法

③ 集約・複合化施設の想定コンセプト

- ホ 業務実施体制

本業務を遂行するに当たっての人員体制・配置を記載すること。また、業務実施に必要な又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種・類似の業務経歴等を記載すること。

(3) 提出期限

令和2年7月10日（金）

- (4) 提出方法
持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く）の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- (5) 提出先
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県震災復興・企画部震災復興政策課（宮城県庁行政庁舎6階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、第6の評価基準及び配点に基づき、プレゼンテーションにより審査し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

なお、企画提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 企画提案書の選考

- (1) 実施日及び実施会場
令和2年7月中旬 ※日時及び実施場所等は別途案内する。
- (2) 実施方法
- イ 出席者は本業務で予定する業務主任者の出席を必須とし、1者につき4人以内とする。
 - ロ 1者当たりの持ち時間は25分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度）とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
 - ハ 事前に提出された書類に基づいて説明を行うこと。ただし、書類のみで分かりにくい点については、補足資料（画像・映像等）を使用して提案内容が分かるよう具体的に説明してもよい。
 - ニ プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
 - ホ プレゼンテーションに要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 選考結果の通知
選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。
なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。
- (4) 選考結果の公表
審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

事項	通番	評価項目	評価の視点	指標	配点
実施方針及び全体計画 (20点)	1	実施方針	業務目的及び県有施設等の再編に関するこれまでの検討の経緯や現在の状況を理解した内容であるか。	・業務の理解度 ・課題の明確化 ・方針的的確性	10
	2	全体計画	実施方針に基づく業務の進め方やスケジュールは、合理性があり、実現可能な内容であるか。	・計画の合理性 ・実現可能性	10
提案内容 (50点)	3	実施内容	仕様書の内容を踏まえた創意工夫のある提案・支援内容であるか。	・技術・ノウハウ・資源等の充実度及び活用度 ・創意工夫の高さ（独自提案を含む）	25
			提案内容は、的確かつ具体的で実現性の高い内容であるか。	・内容の的確性 ・内容の具体性 ・実現可能性	25
実施体制及び経費配分等 (30点)	4	企業評価	提案者の企業理念及び経営状況は、優良であるか。	・経営状況等の優良度 ・事業遂行の確実性	5
	5	業務実績	これまでに同種・類似業務の履行実績があるか。	・過去の業務実績	5
	6	実施体制	企画提案どおりに業務を遂行するとともに、適切に進捗管理を行える体制が整っているか。	・適切な体制及び構成	10
	7	経費配分	概算見積の内容は、算出根拠が明解で適切であるか。	・金額の妥当性 ・根拠の明解度	5
	8	取組姿勢	本業務に対し、責任を持って主体的かつ積極的に取り組む姿勢が感じられるか。	・プレゼンテーション (提案書の記載内容を含む)	5

第7 業務費（提案上限額）

36,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第8 失格事由等

1 失格事由

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 選考に参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反），第93条（心裡留保），第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は，速やかに「取下願」（様式第7号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も，既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが，提案受付後，提案内容について説明を求めることがある。

第9 契約の締結

本業務に係る契約については，次により行う。

1 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため，優先候補者から見積書を徴収し，予算額の範囲内において契約を締結する。ただし，特別な理由により優先候補者と契約を締結できない場合は，他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし，最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は，県と受注者で協議の上，作成する。
- (2) 業務の仕様は，業務仕様書（案）に記載されている事項を基本とするが，県と受注者の協議により，必要に応じて追加，変更又は削除を行うことがある。

3 委託金の支払条件

委託金の支払い方法は，原則として業務完了後，本県の検査を経て，受注者の請求に基づき一括で支払うこととする。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし，また，県は本業務の成果品を，自ら使用するために必要な範囲において，随時利用できるものとする。また，関係機関への提供など，二次的な利用も可能なように対応すること。

なお，やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は，本業務における利用に関し，県が無償かつ無制限に利用できるよう，当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果品の権利等

イ 成果品は，他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 成果品について、県に対し受注者は著作権人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合又は全ての提案が業務目的を達することができないと判断した場合は、本公募を取り止め、再度公募を実施する場合がある。
なお、再度公募を実施するに当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。

(7) 本業務を受注することにより、本業務に関する基本設計及び実施設計等の業務の受注資格を喪失することはないものとする。

(8) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上決定し、当該内容について、委託契約書等の中に記載するものとする。また、本業務の委託契約が成立した後、具体的な業務内容や進め方等について、逐次、県と協議しなければならない。

(9) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や業務情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(10) 本提案募集の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(11) 本業務について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第11 問い合わせ先

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課（政策調整班）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2478